

議案第91号

磐田市下水道条例及び磐田市農業集落排水処理施設条例の一部  
を改正する条例の制定について

磐田市下水道条例及び磐田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する  
条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地 博 昭

磐田市下水道条例及び磐田市農業集落排水処理施設条例の一部  
を改正する条例

(磐田市下水道条例の一部改正)

第1条 磐田市下水道条例（平成17年磐田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「超過料金」を「従量料金」に改め、「合計額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「超過料金」を「従量料金」に改め、同項の表中

「	890円		「	1,135円	
	26.19円			24円	
	132.00円			121円	
	137.23円	を		126円	に改め、同条第3項中
	149.80円			137円	
	162.38円			149円	
	172.85円	」		158円	」

「680円」を「619円」に、「超過料金」を「従量料金」に、「20.95円」を「19円」に改める。

(磐田市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 磐田市農業集落排水処理施設条例（平成17年磐田市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「超過料金」を「従量料金」に改め、「合計額」の次に「に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項の表以外の部分中「超過料金」を「従量料金」に改め、同項の表を次のように改める。

区分		料金
基本料金（排除汚水量 8 立方メートルまで）		1, 135 円
従量料金（排除汚水量 1 立方メートルにつき）	8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分	24 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	121 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	126 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	137 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	149 円
	100 立方メートルを超える分	158 円

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の磐田市下水道条例第 29 条の規定又は第 2 条の規定による改正後の磐田市農業集落排水処理施設条例第 15 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道又は排水処理施設の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

磐田市下水道条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正案																																			
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第29条 使用料は、基本料金と<u>超過料金</u>との合計額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。ただし、使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 基本料金及び<u>超過料金</u>は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表のとおりとする。</p>		<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第29条 使用料は、基本料金と<u>従量料金</u>との合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 基本料金及び<u>従量料金</u>は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表のとおりとする。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）</td> <td>890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"><u>超過料金</u>（排除汚水量1立方メートルにつき）</td> <td>8立方メートルを超え10立方メートルまでの分</td> <td>26.19円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</td> <td>132.00円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートルまでの分</td> <td>137.23円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</td> <td>149.80円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td> <td>162.38円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超える分</td> <td>172.85円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）	890円	<u>超過料金</u> （排除汚水量1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	26.19円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	132.00円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	137.23円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	149.80円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	162.38円	100立方メートルを超える分	172.85円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）</td> <td>1,135円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"><u>従量料金</u>（排除汚水量1立方メートルにつき）</td> <td>8立方メートルを超え10立方メートルまでの分</td> <td>24円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</td> <td>121円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートルまでの分</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</td> <td>137円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td> <td>149円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超える分</td> <td>158円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）	1,135円	<u>従量料金</u> （排除汚水量1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	24円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	121円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	137円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	149円	100立方メートルを超える分	158円
区分	料金																																				
基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）	890円																																				
<u>超過料金</u> （排除汚水量1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	26.19円																																			
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	132.00円																																			
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	137.23円																																			
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	149.80円																																			
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	162.38円																																			
	100立方メートルを超える分	172.85円																																			
区分	料金																																				
基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）	1,135円																																				
<u>従量料金</u> （排除汚水量1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	24円																																			
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	121円																																			
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円																																			
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	137円																																			
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	149円																																			
	100立方メートルを超える分	158円																																			
<p>3 前項の規定にかかわらず、公衆浴場として公共下水道を使用する場合の基本料金は、1使用月当たり680円とし、<u>超過料金</u>は、排除汚水量20立方メートルを超える分について、排除汚水量1立方メートル当たり<u>20.95円</u>とする。</p> <p>4 略</p>		<p>3 前項の規定にかかわらず、公衆浴場として公共下水道を使用する場合の基本料金は、1使用月当たり<u>619円</u>とし、<u>従量料金</u>は、排除汚水量20立方メートルを超える分について、排除汚水量1立方メートル当たり<u>19円</u>とする。</p> <p>4 略</p>																																			

磐田市農業集落排水処理施設条例新旧対照表（第2条関係）

現行			改正案			
（使用料の算定方法） 第15条 使用料は、基本料金と超過料金との合計額			（使用料の算定方法） 第15条 使用料は、基本料金と従量料金との合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。			
とする。ただし、使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			2 基本料金及び従量料金は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表のとおりとする。			
2 基本料金及び超過料金は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表のとおりとする。			2 基本料金及び従量料金は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表のとおりとする。			
区分		料金		区分		料金
		西島・玉越集落排水処理施設の区域内	敷地集落排水処理施設の区域内	基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）		1,135円
基本料金（排除汚水量8立方メートルまで）		890円	1,110円	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）		24円
超過料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	26.19円	36.09円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	24円	
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	132.00円	141.90円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	121円	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	137.23円	147.13円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円	
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	149.80円	159.70円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	137円	
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	162.38円	172.28円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	149円	
	100立方メートルを超	172.85円	182.75円	100立方メートルを超える分	158円	

現行				改正案	
	える分			3 略	
3 略					

## 磐田市下水道条例及び磐田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改定の経緯

上下水道料金のあり方については、5年おきに上下水道事業審議会に諮問しており、この度、令和3年度から4年度にかけての審議結果をまとめた答申書が9月5日に市長あてに提出されました。

この答申を受けて経営を再検証したところ、令和5年4月から下水道使用料を以下のように改定しようとするものです。

### 2. 上下水道事業審議会の答申内容

- ①使用料単価を 135 円/m<sup>3</sup>へ引き上げる
- ②基本料金割合を 30%若しくは 35%へ引き上げる
- ③市内の下水道使用料を統一する

### 3. 下水道使用料改定の内容

- ①磐南処理区等の使用料単価を 118.5 円/m<sup>3</sup>から 135 円/m<sup>3</sup>に引き上げる（改定率 13.9%）
- ②基本料金割合を 27.8%から 35%へ引き上げる
- ③敷地地区の使用料を改定後の磐南処理区等に合わせることで料金体系を統合する

\* 受益者分担金が他の処理区に比べて低く設定されていた敷地地区は、負担の公平性を考慮して磐南処理区等より高い使用料としてきましたが、供用開始から 10 年以上が経過したことで既に負担が相殺されたと判断し、今回の改正に合わせて使用料を統一します。

### 4. 改定に向けたスケジュール

令和4年 12 月 広報いわた 12 月号へ掲載(答申書の提出について)

令和5年1月～2月 各戸チラシ配布・ホームページへ掲載

令和5年2月 広報いわた2月号へ掲載(使用料の改定について)

### 5. 改定による影響額（2ヵ月 40 m<sup>3</sup>使用の場合）

処理区の別	請求期間	現行料金 (円：税込)	改定後統一料金 (円：税込)	現行料金との比較 (円：税込)
磐南処理区等	2ヵ月分	4,524	5,264	740
	年間	27,144	31,584	4,440
敷地地区	2ヵ月分	5,202	5,264	62
	年間	31,212	31,584	372